

重度心身障害老人等医療費助成制度

マイナ保険証または資格確認書等を使って病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。

対象者

後期高齢者医療にご加入の方で、

- ・身体障害者手帳 1・2 級もしくは奈良県発行の療育手帳 A1・A2 の交付を受けた方
- ・75 歳以上ひとり親家庭等医療費助成事業の対象となる方

受給資格の申請窓口

住民保険課

受給資格の申請に必要なもの

- ・対象者の資格確認書等
- ・振込口座のわかるもの
- ・身体障害者手帳または奈良県発行の療育手帳
- ・対象者と扶養義務者の個人番号が確認できるもの
- ・申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

助成内容

保険診療（入院時の食事代を除く）の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

一部負担金とは

- ・通院の場合、1 医療機関につき月 500 円（調剤薬局分は一部負担金なし）
 - ・入院の場合、1 医療機関につき月 1,000 円（14 日未満の場合は月 500 円）
- ※保険適用外の費用（容器代、診断書料、入院時の室料など）、入院時の食事代は医療費助成の対象外です。

助成方法について

医療機関の窓口では、マイナ保険証または資格確認書等を提示し、自己負担額（1 割、2 割または 3 割）をお支払いください。診療月から通常 4 か月後の中旬、事前に登録された口座に助成金を振り込みます。

医療費が高額療養費、高額介護合算療養費などの支給対象となる場合

助成金について調整させていただきます。